

香南市災害復旧等における緊急応急工事に関するガイドライン

第1 目的

このガイドラインは、災害復旧等により香南市が発注する緊急応急工事の事務処理に関し、通常の契約事務を一部簡略化することにより、早期の復旧、修繕及び迅速な対応を行うことを目的として、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

このガイドラインにおいて「緊急応急工事」とは、香南市内において発生した災害による被害の復旧工事又は災害が発生する可能性が高くなった際に事前に対応が必要となる工事等のうち、直ちに対応しなければ市民の生命、身体又は財産に重大な支障を及ぼすおそれがあるもので、次に掲げるいずれかに該当する工事をいう。

- (1) 道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策工事
- (2) 道路等の陥没に伴う修繕工事
- (3) 代替路線が限定される橋梁や道路の復旧工事
- (4) 崩落土砂除去、土嚢又は仮設防護柵等の設置工事
- (5) 農業水利施設の復旧工事
- (6) 水害時の応急排水に伴う工事
- (7) 学校施設、幼稚園施設、保育所施設等の修繕工事
- (8) 水道本管等の破損による修繕工事
- (9) その他市長が緊急に対応する必要があると認める工事

第3 事業者選定

工事担当課長は、緊急応急工事を発注しようとするときは、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 契約の相手方の選定にあたっては、香南市建設工事競争入札参加資格有資格者名簿に登載された事業者のうち、原則として過去2年間に2回以上の受注実績がある事業者のうち、本支店の所在地、近隣での施工実績、災害協定の締結状況等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定する。
- (2) 契約事務の公正性及び経済性を図る観点から、特定の事業者に偏った契約相手方の選定や不適正な価格による契約にならないよう留意する。

第4 事前協議

工事担当課長は、副市長及び契約管財課長と当該工事を緊急応急工事として発注することについて事前に協議するものとする。ただし、休日、祝日、早朝、夜間等の勤務時間外に発生した災害等については、工事担当課長の判断により発注し、事後報告とする。

第5 契約等審議会への報告

事前協議等により緊急応急工事として発注する工事については、香南市契約等審議会（以下「審議会」という。）への付議申請は不要とし、発注後の直近に開催される審議会に発注内容を報告するものとする。ただし、大規模災害の復旧工事においてはこの限りでない。

第6 事務処理

緊急応急工事の発注は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当するものとして随意契約により発注し、次のとおり取り扱うものとする。

1 発注方法及び発注内容

工事概要等を記載した緊急応急工事発注依頼書（別記様式）により、選定した事業者に依頼する。請負代金額及び工期については、設計書作成後に改めて契約するものとし、発注時には記載しない。

2 契約の締結（工事概要）

発注依頼書は、書面又は電子契約サービスにより事業者に依頼し、事業者がこれを承諾することをもって契約締結となる。

（1）書面による場合は、発注者が市長印を押印した依頼書2部を受注者に送付し、受注者は、受注者の代表者印を押印した依頼書のうち1部の返送をもって契約締結となる。

（2）電子契約サービスによる場合においては、受注者及び発注者双方の契約の権限を有する者の依頼書PDFファイルへの電子署名をもって契約締結となる。

3 前払金の請求有無の確認

受注者が前払金を必要とするか確認し、前払金の請求がある場合は、次の手順により前払金の支払を行う。

※前払金の額は、請負代金額の10分の4以内とされているため、暫定契約を締結した上で前払金の支払いを行う必要がある

（1）概要版設計図書及び予定価格調書の作成

工期を暫定期間、請負代金額を概算とした概要版の設計図書（設計書、図面等）を作成し、それにより予定価格調書を作成する。

（2）暫定契約の締結

見積依頼により見積書を徴取し、暫定契約を締結する。

※契約保証金は免除

（3）前払金保証証書等の確認

前払金の支払いには、前払金保証証書等の確認が必須となるため、保証事業会社等が発行した保証証書等を確認した上で、暫定契約を締結する。保証証書等の確認については、原本によらず、保証事業会社等から電子メール等で送信された写しの確認をもって支払手続を行うことができる。

（4）暫定契約時の契約書標準書式

暫定契約では、契約管理システムより「建設工事請負契約書（契約保証金免除・

暫定契約)」を出力し、契約を締結する。

(5) 前払金の支払

概算の請負代金額の10分の4の範囲内で受注者からの請求書により前払金を支払う。

4 設計書等の作成又は補完

未作成又は概要版となっている設計書は、現場状況の把握後できるだけ早期に作成又は補完するものとする。

(1) 発注者及び受注者の双方が早期の現場状況の把握に努めた後、暫定契約が未締結の場合は、設計書を作成する。暫定契約を締結済の場合は、概要版となっている設計書を補完する。

(2) 設計書の作成又は補完にあたっては、災害により通常の積算の方法によっては適正な価格の算定が困難と認めるとき又はその他必要であると認めるときは、見積書を徴する方法等により積算を行うことができる。

5 契約の締結

契約の締結については、暫定契約の有無により、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 暫定契約締結済の緊急応急工事

ア 変更契約の締結

発注者と受注者間で変更内容について十分協議を行った上で、建設工事請負契約書第18条及び第19条の規定に基づき、設計図書、工期、請負代金額等について精査し、変更契約を締結する。

イ 請負更正

請負率については、当初契約時の見積金額と予定価格の比率により算定し、以後の変更契約においても、その比率を適用する。

ウ 設計変更に関する事務取扱要領の適用除外

緊急応急工事における変更契約については、香南市設計変更に関する事務取扱要領第2条及び第3条の規定を適用しない。

(2) 暫定契約未締結の緊急応急工事

ア 予定価格調書の作成及び見積書の徴取

作成した設計書により予定価格調書を作成の上、受注者に見積依頼を行い、見積書を徴取する。

イ 契約の締結（請負代金額、工期等）

見積結果により、契約管理システムから請負代金額及び工期を記載した建設工事請負契約書（契約保証金免除）を出力し、契約を締結する。

※契約保証金は免除

第7 測量設計等委託業務への準用

このガイドラインの対象となる緊急応急工事に伴い発生する緊急を要する測量、設計等の委託業務の発注については、緊急応急業務として、このガイドラインを準用するものとする。